

新型コロナウイルス対策(東ジャワ州における邦人への新型コロナワクチン接種について)

令和3年7月1日
在スラバヤ日本国総領事館

●東ジャワ州の在住の邦人の皆さまの中で、インドネシア政府によるワクチン接種を希望される方がワクチン接種を受けられるよう東ジャワ州保健局との調整を行います。その際、接種希望者名簿をとりまとめる必要がありますので、希望者は7月6日(火)までに必要な情報を当総領事館までお知らせください。

●東ジャワ州保健局は、州内のワクチン在庫等を勘案し、接種の可否を検討するとしており、現時点では希望者名簿を提出すれば確実に接種できるとは限りませんので、その点十分ご留意願います。

本文

1 新型コロナウイルスのワクチン接種について、当館から東ジャワ州政府に対して、州内に在住の邦人でインドネシア政府のワクチン接種を希望する者に対して相互主義に基づきワクチン接種の機会を提供するよう申し入れを行ったのに対し、当館を通じて事前に接種希望者名簿の提出があれば、州内のワクチン在庫等も勘案し、接種の可否を検討することでした(以下6参照)。接種時期は未定で今後調整する必要がありますが、まずは接種希望者名簿を提出するために、当地での接種を御希望の方は、以下2~5にも御留意の上、7月6日(火)までに氏名等の必要な事項(以下6(1)ア~コ)を当館メールアドレス(ryoji@sb.mofa.go.jp)までお知らせください。

2 本件ワクチン接種を受けるかどうかの判断に当たっては、予防接種による感染予防の効果と副反応のリスクの双方について各自で十分検討を行い、各自の責任において判断を行ってください。

3 本ワクチン接種は、インドネシア政府及び東ジャワ州保健局によって行われるもので、ワクチン接種による健康被害の場合の補償・救済措置についてもインドネシア政府・保健当局の方針・制度によるものとなります。

4 先般お知らせしましたように、日本政府は、日本に一時帰国してワクチン接種を希望される方を対象としたワクチン接種事業を今夏以降、成田空港及び羽田空港又はその周辺実施する方向準備を進めていますので、日本に一時帰国される予定のある方はご利用ください。

本件詳細につきましては、以下を御参照ください。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/vaccine.html>

5 ワクチン接種を希望する在留邦人の方から登録に必要な情報が当館に提出されたことをもって、記載された個人情報がインドネシア政府保健当局に提供されることに同意したものとみなしますので、予め御了承ください。また、当総領事館に提出された登録情報は、インドネシア政府保健当局とのワクチン接種の調整のためにのみ用い、他の目的には使用しません。また提出された情報はワクチン接種後、一定の期間保管したのに適切に廃棄します。

6 東ジャワ州政府(保健局)からの情報

(1) 東ジャワ州政府(保健局)は、ワクチン接種を希望する邦人について、在スラバヤ総領事館を通じて事前に接種希望者名簿の提出があれば、州内のワクチンの在庫等も勘査し、ワクチン接種の可否を検討する用意があるとのことです。

名簿に必要な記載事項は以下のとおりです(アルファベット表記でお願いします)。
ア NIK:住民登録番号(住所証明書(SKTT)または外国人住民カード(KTP WNA)に記載された16桁の番号)

イ 氏名

ウ 性別

エ 生年月日

オ 年齢

カ 所属先

キ 肩書

ク 携帯番号

ケ KPT 上の住所(Alamat KTP)

コ 実際の住所(Alamat Domisili)

(2) その他注意事項

○接種可能年齢: 18歳以上の者

○ワクチンの種類: 中国シノバック社製ワクチン又は英国アストラゼネカ社製ワクチンのいずれか(自分で指定することは不可)

○接種場所: Gedung Binaloka Pemprov Jatim

Jl.Pahlawan Surabaya

○接種時期及び時間: 接種時期は未定。受付時間は07:30~。接種時間は08:30~13:00(ただし終了時間は早まる可能性があり)。

○接種費用: 無料 (了)